

番 号 : 150483

国 名 : 南スーダン

担当部署 : アフリカ部アフリカ第一課

案件名 : スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査 (スポーツを通じた平和構築)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : スポーツを通じた平和構築
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年7月下旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 65M/M、現地 0. 93M/M、合計 2. 58M/M
- (3) 業務日数 : 第1回国内準備期間 3日、第1回現地業務期間 8日、第1回帰国後整理期間 1日  
第2回国内準備期間 6日、第2回現地業務期間 20日、第2回帰国後整理期間 3日  
国内作業期間 20日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	平和構築分野における各種調査
対象国/類似地域	南スーダン/全世界
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 黄熱(入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要な場合があります)。

## 6. 業務の背景

南スーダンは、2005年の南北スーダン包括和平合意（CPA）以降、復興と開発に向けた取組みが進められ、2011年7月にスーダンから正式に独立したものの、長期に亘る内戦の影響等により、公共インフラや社会サービスの整備が十分になされていない状況にある。

さらに、2013年12月に首都ジュバで発生した大統領警護隊同士の衝突は、政府与党内の派閥抗争の激化により発展し、民族間紛争の様相を呈し国内各地で大規模な暴力行為が深刻化した。アフリカの地域機構である政府間開発機構（IGAD）の仲介による和平交渉が進められたが、主に北部地域において政府軍と反政府軍の武力衝突が断続的に発生し、和平プロセスは膠着状況にある。このような状況を受けて、2015年4～5月に実施した「南スーダン平和構築アセスメント及び情報収集・確認調査」において、国民の間において、平和で安定した社会が強く求められ、民族融和の必要性が高まっていることが確認された。

南スーダンにおける民族融和に関し、同国では長年の紛争の影響を受けながらも、（独立前の）1990年代からスポーツイベント（Unity Day）の開催等により、民族の融和に貢献してきた歴史を有していることから、民族融和・平和構築に向け、スポーツを通じた取組みは一定の効果が期待できる。また、南スーダン政府は、2020年の東京オリンピックへの出場を目指し、2015年に国際オリンピック委員会へ加盟申請を行う予定であることから、同オリンピックは南スーダンが初めて参加するオリンピックになり、我が国と南スーダンの関係において象徴的なイベントになる。

こうした状況を踏まえ、本調査では、今後の協力の可能性や内容を検討することを目的として、南スーダンにおけるスポーツを通じた平和構築に関する概況（スポーツ行政の現状・課題、民族融和に係る取り組み等）及び南スーダンにおけるスポーツの普及状況やオリンピック参加に向けた取組等について情報収集・分析を行い、また、JICAの協力の可能性やアイデアについて提言をするとともに、今後の協力方針（案）の検討に必要な情報の収集・分析を行う。

## 7. 業務の内容

本業務は、スポーツを通じた平和構築支援を念頭に、政府機関の活動状況、国際機関、他ドナー等の活動計画・内容、等について情報収集を行い、それらをもとに、現地におけるニーズを調査・分析し、協力方針（案）を検討するとともに、今後の協力実施に向けた状況確認を行う。

本業務従事者は、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、必要な以下の調査業務を行うとともに、調査実施に必要な調整を行う。

### （1）第1回国内準備期間（2015年7月下旬）

- ① 我が国による類似の協力について、その内容を把握し、グッド・プラクティス及び教訓を収集する。
- ② 既存の情報・データと現地調査で入手・検証すべき情報を整理し、必要に応じ、南スーダン側関係機関や国際機関・他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成し、第1回現地派遣期間開始前に、JICA南スーダン事務所を通じて配布する。
- ③ 業務の具体的内容をまとめたワーク・プラン（和文、英文）を作成し、JICAアフリカ部等に提出、説明する。
- ④ 第1回現地業務期間に係る対処方針会議等に参加する。

### （2）第1回現地業務期間（2015年8月上旬）

- ① 本調査の概要につき、調査団が南スーダン文化・青年・スポーツ省等関係機関へ説明を行い、内容を確認することを支援する。
- ② 南スーダン側関係機関や国際機関・他ドナー等から事前に配布した質問票を回収・整理するとともに、以下の項目についてヒアリング等を行い、情報・データの収集・整理を行う。
  - ア. 南スーダン文化・青年・スポーツ省の組織概要及び開発ニーズ、課題等
  - イ. 南スーダンにおけるスポーツ行政（体制、スポーツ活動の助成、振興事業の実施状況等）
  - ウ. 南スーダンオリンピック委員会の設立状況・組織概要
  - エ. オリンピック対象種目や代表的な競技（サッカー等）に関係する協会等の組織概要・活動状況
  - オ. スポーツ関連の他ドナーの支援状況
  - カ. スポーツを通じた平和構築（コミュニティの活性化、民族融和の促進等）に関連する活

動状況（コミュニティやNGOの活動等）

- ③ 収集した情報・データを分析し、現地調査結果についてとりまとめる。
- ④ 関係機関と協議を行い、第2回現地調査の内容を整理しとりまとめる。ワークショップ（南スーダン政府主催によるスポーツイベント実施支援を含む）開催日程を確定し、準備項目及び南スーダン政府とJICA側の役割分担を整理する。
- (3) 第1回帰国後整理期間（2015年8月）
  - ① 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、調査結果を報告する。
  - ② ワーク・プランを基に第2回現地調査に向けた準備に必要な事項を整理する。
- (4) 第2回国内準備期間（2015年11月～12月頃を想定）
  - ① 第1回現地業務を踏まえ、ワーク・プランの修正を行い、JICAアフリカ部等へ提出、説明する。
  - ② 現地の関係機関、JICA南スーダン事務所等と連絡をとりながら、現地ワークショップ（南スーダン政府主催によるスポーツイベント実施支援を含む）の開催に向けた準備を行う。
  - ③ 本邦招聘（2016年2月～3月頃を想定）に向けた以下の準備について、必要な支援を行う。
    - ア. 招聘者の人選
    - イ. 招聘日程作成
    - ウ. 講師の手配
    - エ. 見学・視察先等の手配
  - ④ 第2回現地業務期間に係る対処方針会議等に参加する。
- (5) 第2回現地派遣期間（2015年11～12月頃を想定）
  - ① 南スーダンにおけるワークショップを実施する。  
第1回現地調査の情報収集・分析結果を踏まえ、南スーダン側関係機関（文化・青年・スポーツ省、オリンピック委員会、サッカー協会、等）と協同し、本分野のJICAによる協力可能性について検討を行うワークショップ（南スーダン政府主催によるスポーツイベント実施支援を含む）を実施する。
  - ② 収集した情報・データを分析し、現地調査結果についてとりまとめる。
  - ③ 関係機関と協議を行い、本邦招聘の内容・方法等について整理しとりまとめる。また準備項目及び役割分担を整理する。
- (6) 第2回帰国後整理期間（2015年11～12月頃を想定）
  - ① 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、調査結果を報告する。
  - ② 本邦招聘に必要な準備について、JICAアフリカ部等と共有する。
- (7) 国内作業期間（2016年2～3月頃を想定）
  - ① 本邦招聘にあたり、以下の業務について必要な支援を行う。
    - ア. 応募書類の取り付け支援
    - イ. 招聘日程作成
    - ウ. 講師の手配
    - エ. 見学・視察先等の手配
    - オ. 資料の作成及び資料の著作権処理
    - カ. 会場及び必要資機材の手配
    - キ. 講義・実習・見学の実施
  - ② 調査報告書の作成  
本調査全体（現地調査2回及び本邦招聘）についてまとめた担当分野にかかる報告書(案)を作成する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) ワーク・プラン（和文、英文）
- (2) 調査報告書（和文、英文要約）  
現地調査及び本邦招聘の内容及び結果をとりまとめたもの。  
上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。
- (2) 戦争特約保険料  
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。
- (3) 一般管理費等の上限加算  
本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

第1回現地派遣期間は2015年8月2日～8月9日を予定しています。第2回現地派遣期間は、2015年11～12月頃を想定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) スポーツを通じた国際協力（研究機関）
- ウ) スポーツ団体組織強化（スポーツ関連機関）
- エ) スポーツを通じた平和構築（コンサルタント）
- オ) 地域協力量針（JICA）

#### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
当機構借上げ宿舍を提供
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のアポイント取得
- カ) 執務スペースの提供  
あり

### (2) 参考資料

「南スーダン平和構築アセスメント及び情報収集・確認調査」の一部である平和構築アセスメントに関しまとめた「国レベル平和構築アセスメント基礎資料 南スーダン共和国」について、契約後に貸与します。

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

## ② 安全配慮事項

南スーダンにおける行動については、安全管理の観点から以下に示すJICAの安全管理基準を厳守願います。なお、同安全管理基準は随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要となった場合、もしくは、安全管理基準の変更が無くても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認めます。

- ア) 現在、南スーダンにおいて渡航が認められている地域はジュバ市のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。
  - イ) ジュバ滞在中に際し、事前に必要な書類（安全管理情報シート、緊急連絡先届）を JICA 南スーダン事務所へ提出する。
  - ウ) ジュバ到着後、JICA 南スーダン事務所より安全管理ブリーフィングを受ける。
  - エ) 国連では、南スーダンにおける外出禁止時間を 23：00-6：00 に設定しており、これを順守する。但し、交通事故回避のため、特段の事情がない限り日没までに（19：00 頃）宿舎に戻る。
  - オ) 移動にあたっては、ID カードまたは（有効な南スーダン査証を付した）旅券（写）を所持する。
  - カ) 車両での移動は、一定の適当なスピードを保ち、警察官等に止められた場合には指示に従う。また必ずドアをロックする。
  - キ) 写真撮影は原則控え、現地当局から許可を得た場合のみ可とする。
  - ク) クレジットカードやデビットカードは使用できないため、必要な支払い及び現地通貨への換金には米ドル（2006 年以降に発行された紙幣）を用いる。
- ③ 第 2 回現地業務期間以降の日程については、第 1 回現地業務の結果によって変更する可能性があります。
- ④ 不正腐敗の防止
- 本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上